

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
3	H29. 12. 20	H30. 2. 2	不利益処分に係る審査請求（平成26年（不）第9号事件）において、4カ月もの間進行手続きが停止したことについての審査請求人の平成28年5月16日の説明要求に、「審査方針を検討中だから」という説得力の低い説明しかない人事委員会の対応が、客観的にみて、「誠意のある対応」といえることを立証できる全ての情報・文書（規定等を含む）				1												請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため。	任用公平部審査課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
4	H30. 2. 4	H30. 2. 16	平成29年度東京都職員 I 類A 採用試験の採点委嘱及び論文採点要領の決定について	12		1													<p>(7条6号)</p> <p>① 論文試験委員の職・氏名等を開示することにより、論文試験委員への不当な働きかけを生じさせることにより、適正な能力実証が得られず、試験業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>② 論文採点に係る採点基準、ねらい、採点ファイルの記入方法及び提出手順等を開示することにより、受験者が論文試験対策を講じることや、採点ファイルの不当な入手・改ざんを生じさせることにより、受験者の論文作成能力を適正に評価することができず、試験業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	試験部試験課
5	H30. 2. 4	H30. 2. 16	平成29年度東京都職員 I 類A 採用試験第2次試験実施について	5		1													<p>(7条6号)</p> <p>① 面接委員の役職構成を開示することで、受験者や関係者からの不当な働きかけを生じさせることにより、適正な人物評定が得られず、試験業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>② 面接実施方法、評価の仕方、質問例等を開示することで、受験者が面接対策を講じることにより、適正な人物評定ができなくなり、試験業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	試験部試験課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	H30.2.4	H30.2.16	(1) 平成29年度東京都職員I類A採用試験第1次試験における教養試験の通過基準について (2) 平成29年度東京都職員I類A採用試験の第1次試験合格基準の決定について (3) 平成29年度東京都職員I類A採用試験の最終合格基準の決定及び採用候補者名簿の確定について	12		1													(7条6号) 開示することで試験事務の過程や基準が明らかになり、公正・公平な試験事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	試験部試験課